



Vol.8

弁護士 岸田鑑彦
狩野・岡・向井法律事務所

★ 裁判所ってこんなところ(東京地裁編)

いつもと趣向を変えて、裁判所についてお話しします。タイトルは「東京地裁編」としていますが、各地の裁判所をご紹介できるほどのデータもエピソードも持ち合わせていませんので、今回限りになることが濃厚です。

(1) 裁判所に行くのは週に1、2回
弁護士=裁判所によく行っている、というイメージをお持ちかもしれません、実際のところ弁護士は毎日裁判所に行くわけではありません。

私の場合、平均して週に1、2回程度です。最近は、全国各地の事件を担当させていただいているが、遠方の裁判所で事件が起きた場合、一定の条件を満たせば、裁判所に行かなくても、裁判所と法律事務所を電話でつないで、「電話会議」という方法で裁判を進めることができます。そのため実際に裁判所に出向く頻度はさほど多くありません。

ちなみに裁判のない日は、相談業務や団体交渉対応を行っています。相談業務についても遠方のお客様については、スカイプ会議で対応させていただくこともあります。便利な世の中になりました。

(2) 空港と同様の手荷物検査がある
東京地裁は、東京の霞が関にあります。このほか立川に立川支部があり、最近は立川支部の事件も増えてきています。

東京地裁では、入館する際に空港のような手荷物検査を実施しています。ゲート型の金属探知機をくぐり、X線手荷物検査装置での手荷物検査を行います。

これまで東京地裁だけで実施されていましたが、平成25年8月1日から、札幌高裁・札幌地裁でも手荷物検査の実施が始まったようです。

(3) 誰でも傍聴できる
ご存知のとおり、通常の裁判であればどなたでも傍聴することができます。開廷は、月曜日から金曜日まで、午前10時～午後5時の間（12時から13時は除く）です。土日祝日はやっていません。

どの裁判所も、入り口を入ってすぐのところに当日の裁判日程が記載された「開廷表」が掲示しています。開廷表には、何時から、どの法廷で、どのような当事者で、どのような事件が行われるかが書いてありますので、興味のある事

Labor-management.net News Vol.8

労働組合対応、労基署対応、使用者側の労務トラブルを弁護士岸田鑑彦が解決！

件を探すことができます。

東京地裁の場合は、1階ロビーのカウンターにファイル形式で置いてあります。

あとは、裁判が開始される時間に法廷に入れば、特に名前を書いたり、身分証を示したりすることなく傍聴できます。

ただ、世間を騒がせている事件等については、傍聴希望者が多く抽選になることがあります、抽選に通らないと傍聴できません。

また、労働審判も、非公開の手続きなので一般の傍聴は認められていません。

傍聴を体験されたい方は、刑事案件の「新件」の傍聴がお勧めです。刑事案件の新件の場合、起訴状の朗読から始まり、どんな罪を犯したのか、何が争点になっているのか、どうして罪を犯したのか等、法廷で実際に議論されますので、傍聴していく内容を理解しやすいです。

開廷表に通常「新件」、「審理」、「判決」と記載がありますので「新件」かどうかがわかります。

ちなみに、民事事件の場合は、ほとんどが書面のやりとりで、法廷であまり議論することがありません。そのため傍聴していくても内容がほとんど理解できません。

なお法廷はエアコン、暖房が一応効いています。ただ季節の変わり目は切り替え対応ができるおらず暑かったり寒かつ

たりします。

(4) 労働専門部がある

東京地裁をはじめとして、大阪、横浜などいくつかの裁判所には、労働事件を専門に取り扱う労働専門部があります。

裁判を提起した場合、その事件は、裁判所のいずれかの「部」で審理されることになります。通常は、民事第1部、民事第2部、民事第3部という形で機械的に割り振られ、各部に所属する裁判官が担当することになりますが、労働専門部がある裁判所の場合、労働事件は労働専門部に事件が割り振られます。

労働専門部に所属する裁判官は、労働事件に精通している裁判官が多いので、争点の把握が早かったり、早期に事件の見通しが立てられるため、比較的スムーズに訴訟が進行します。

逆に労働専門部がない裁判所の場合は、一般の民事事件を担当する裁判官が労働事件も担当することになります。

東京地裁の場合は、11部、19部、36部が労働専門部で、各部のそれぞれ6名の裁判官が労働事件を担当します。以前は各部5名でしたが労働事件が増加傾向にあり、労働専門部の裁判官を増やしたようです。なお、どの部で審理してほしいかや、どの裁判官に担当してもらいたいといった希望は受け付けられませ

Labor-management.net News Vol.8

労働組合対応、労基署対応、使用者側の労務トラブルを弁護士岸田鑑彦が解決！

ん。

当事務所のように労働事件を専門的に取り扱っていると、だいたい、1回はそれぞれの裁判官が担当する事件に当たります。なぜか同じ裁判官によく当たるということもあります。あらかじめ裁判官の性格や訴訟指揮の仕方がわかっているとこちらも対応しやすいです。

1つの事件は基本的に1人の裁判官若しくは3人の裁判官で固定して担当します。しかし次に述べるように裁判官には異動があり、途中で担当の裁判官が代わってしまうこともあります。

(5) 裁判官は頻繁に異動する

裁判官は、だいたい3年で異動になります。特に4月が異動時期です。全国転勤です。異動になってしまふとそれまで担当していた裁判官から、新しい裁判官に代わります。

この裁判官の交代が訴訟の中では一つのキーポイントになります。もちろん裁判官同士で引き継ぎは行いますが、やはり裁判官が変われば、事件の見立てが変わることもあります。

こればかりは、我々もどうしようもないことですので、新しい裁判官にも事件を理解してもらえるよう、これまでの経緯をまとめた書面を出すなどの工夫をしています。

(6) 余談

ア 東京地裁の地下

東京地裁の地下には食堂があります。職員でなくても利用できます。それなりに安い値段設定です。大学の食堂のようなイメージですね。裁判所の職員や裁判官もそこで食事をしています。そのほか、東京地裁の地下には、コンビニ、郵便局、喫茶店などがあります。

イ 電波の入りが悪い

構造上の問題なのか、東京地裁の建物は携帯電話の電波の入りが悪いです。これは非常に困ります。通路の端の窓際までいくとかろうじて電波が入ります。

ウ 特徴ある建物

裁判所の建物は、統一的な造りではないため、地域によって建物にも特色があります。神戸地裁や熊本地裁などはレンガ調で趣がありました。彦根支部は、彦根城のすぐそばにあり風景全体として趣があります。

裁判所というと近寄りがたい雰囲気がありますが、たまには気分転換に裁判所に立ち寄られてみてはいかがでしょうか。